

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年3月15日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
校舎内給水管漏水修繕
- 2 履行(納品)場所
横浜市港南区丸山台四丁目1番地1号
横浜市立丸山台中学校
- 3 契約日
令和4年11月22日
- 4 履行日又は履行期間
令和4年11月22日
- 5 契約金額
134,200円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
三ツ矢設備工業株式会社
横浜市西区久保町4番12号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
校舎4階廊下天井内部の給水管から漏水が発生し、天井の石膏ボードが水を含み落下の危険性が生じたため、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立丸山台中学校